

輪島市監査公表第 7 号

輪島市長より、平成22年12月1日付け発輪監査第172号の  
監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自  
治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成24年2月24日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





発 監 第 2 2 3 号

平成24年 2月15日

輪島市監査委員 湊 良作 様

輪島市監査委員 中山 勝 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 監 理 課

監査執行年月日 平成23年11月18日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>① 市有土地貸付料の滞納繰越について昨年度の指摘事項でもあったが、直近年度においても滞納額が発生しており、滞納額減少につながっていない。致し方ない部分もあると思うが、導入されている滞納整理システム等を活用し、徴収強化に取り組んでいただきたい。</p>	<p>長期滞納者に対し、文書通知や電話、さらに訪問でのお願いも行っております。</p> <p>また、現年度分においても電話等で依頼しているところですが、今後、導入された滞納整理システムを利用し、税務課とも連携しながら徴収を強化し、新たな滞納が増えないよう努めます。</p>	<p>措置済</p>